

平成24年度 随意契約の公表(土木部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。
契約金額は当初契約額です。

平成24年10月1日から平成25年3月31日までの随意契約
【土木部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
土木総務課	平成24年度道路・水路台帳更新業務	平成24年11月8日	(株)パスコ	大阪市浪速区湊町一丁目2-3	19,512,150	本更新業務は知識と経験を特に必要とし、システム開発業者以外の者に委託した場合、当該システムに支障が生ずる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木建設課	恩智中町三丁目地内雨水流出抑制施設築造工事に伴う文化財発掘調査業務(その2)	平成24年12月12日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	1,155,000	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でないと当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	空港北濠ポンプ取替工事	平成24年12月21日	(株)サンセイ	大阪市北区松ヶ枝町2-9	3,339,000	定期点検でポンプの故障が判明したもので集中豪雨等の際浸水の可能性があり早急に取り替える必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
みどり課	大字教興寺地内法面復旧工事	平成24年11月22日	奥田建設(株)	八尾市高安町南七丁目10	3,066,000	降雨により樹木が里道上に倒れ、里道法面が崩れたものである。倒木の撤去は完了しているが、早急な法面復旧工事の着手、竣工が必要であり、地元業者で、倒木撤去の施工業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
下水道建設課	下水道工事(23-23工区)に伴う恩智遺跡発掘調査	平成24年10月15日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	501,900	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でないと当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	下水道工事(24-31工区)に伴う太田遺跡発掘調査	平成24年10月22日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	646,800	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でないと当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道建設課	下水道工事(24-110工区)に伴う久宝寺遺跡発掘調査	平成24年10月25日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	752,850	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でないと当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	下水道工事(24-26工区)に伴う久宝寺遺跡発掘調査	平成24年10月26日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	501,900	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でないと当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	下水道工事(24-23工区)に伴う亀井遺跡発掘調査	平成24年12月10日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	2,010,750	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でないと当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	平成24年度恩智川東排水区第42工区(平成23年度第11工区関連)下水道工事	平成24年12月20日	浅沼・龍華土建 特定建設工事共同企業体 代表構成員 (株)浅沼組 大阪本店	大阪市天王寺区東高津町12-6	222,075,000	本工事は、平成23年度恩智川東排水区第11工区下水道工事の打ち切りに伴う再発注工事であり、事前調査により可燃性ガスが検出されていることから同様に防爆仕様の掘進機が必要となりますが、同社と契約することにより防爆機器を再利用できることから、掘進機の製作日数及び費用の削減が可能であります。また、その他施工管理上、地元及び関係機関との調整上の理由から競争入札に付して他の業者で施工することが不利であり、関連工事として経費調整が可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
下水道建設課	下水道工事(23-15工区)に伴う水越遺跡発掘調査	平成25年1月28日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	752,850	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でないと当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	平成24年度南高安排水区柵設置工事その1	平成25年1月30日	(有)テック三光建設	八尾市北亀井町二丁目17-6	2,667,000	本工事は、柵設置工事で平成23年度恩智排水区第43工区下水道工事に付随するものであるため、地元調整や施工管理面から競争入札に付することは不利であり、関連工事として経費調整が可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道建設課	平成24年度小阪合排水区柵設置工事その1	平成25年3月28日	(株)北川土木工業	八尾市上尾町三丁目59-6	8,715,000	本工事は、柵設置工事で平成23年度小阪合排水区第23工区下水道工事に付随するものであるため地元調整や施工管理面から競争入札に付することは不利であり、関連工事として経費調整が可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
下水道建設課	平成24年度恩智川東排水区柵設置工事その3	平成25年3月29日	(有)テック三光建設	八尾市北亀井町二丁目17-6	1,452,150	本工事は、柵設置工事で平成23年度恩智川東排水区第18工区下水道工事に付随するものであるため地元調整や施工管理面から競争入札に付することは不利であり、関連工事として経費調整が可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)